

表1 水質基準項目検査に係る採水場所及び検査回数等

No	項目名	基準値 (単位: mg/L)	1 採水場所		2 検査回数					3 検査項目別の省略の可・不可						
			(1) 給水栓 以外で 不可	(2) 浄水 施設 出口 ・送配 水施設	(1) 1日1回	(2) 月1回	(3)			(1) 不可	(2) 以下を検討のうえ、省略可 3年間の結果が基準値の1/2以下					
							① 自動 連続 測定 の場合 3か月 に1回	② 藻類の 発生 時期の み 月1回	③ 3ヶ月 に1回		検査回数減が可 過去3年間の結果 が、基準値の1/5 以下なら年1回、 基準値の1/10 以下なら3年に1回	かつ、 原水・ 水源・ 周辺 状況	① 薬品・資 機材の使 用状況	② 地下水が 水源のと きの近傍 の状況	③ 停滞水が 水源のと きの藻類 の発生状況	
a	色	異常でない	○	○							○					
b	濁り	異常でない	○	○							○					
c	消毒の残留効果(残留塩素濃度)	0.1以上(遊離)	○	○							○					
1	一般細菌	100個/mL	○			○					○					
2	大腸菌	不検出	○			○					○					
3	カドミウム及びその化合物	0.003		○							○		○			
4	水銀及びその化合物	0.0005		○							○		○			
5	セレン及びその化合物	0.01		○							○		○			
6	鉛及びその化合物	0.01	○								○		○			
7	ヒ素及びその化合物	0.01		○							○		○			
8	六価クロム化合物	0.05	○								○		○			
9	亜硝酸態窒素 ★	0.04		○					◆	(○)	○					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	○							○	○					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10		○					◆	(○)	○					
12	フッ素及びその化合物	0.8		○							○		○			
13	ホウ素及びその化合物	1.0		○							○	(○海水を原水)	○			
14	四塩化炭素	0.002		○							○			○		
15	1,4-ジオキサン	0.05		○							○			○		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04		○							○			(○)		
17	ジクロロメタン	0.02		○							○			○		
18	テトラクロロエチレン	0.01		○							○			○		
19	トリクロロエチレン	0.01		○							○			○		
20	ベンゼン	0.01		○							○			○		
21	塩素酸	0.6	○							○	○					
22	クロロ酢酸	0.02	○							○	○					
23	クロロホルム	0.06	○							○	○					
24	ジクロロ酢酸	0.03	○							○	○					
25	ジブロモクロロメタン	0.1	○							○	○					
26	臭素酸	0.01	○							○	(○消毒を次亜塩)	○				
27	総トリハロメタン	0.1	○							○	○					
28	トリクロロ酢酸	0.03	○							○	○					
29	ブロモジクロロメタン	0.03	○							○	○					
30	ブロモホルム	0.09	○							○	○					
31	ホルムアルデヒド	0.08	○							○	○					
32	亜鉛及びその化合物	1.0	○								○		○			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	○								○		○			
34	鉄及びその化合物	0.3	○							◆	(○)	◆	(○)			
35	銅及びその化合物	1.0	○								○		○			
36	ナトリウム及びその化合物	200		○							○		○			
37	マンガン及びその化合物	0.05	○								○		○			
38	塩化物イオン	200	○			○	○				○					
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300		○						◆	(○)	◆	(○)			
40	蒸発残留物	500		○							○		○			
41	陰イオン界面活性剤	0.2		○							○		○			
42	ジェオスミン	0.0001	○								○					○
43	2-メチルイソボルネオール	0.0001	○								○					○
44	非イオン界面活性剤	0.02		○							○		○			
45	フェノール類	0.005		○							○		○			
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	○			○	○				○					
47	pH値	5.8~8.6	○			○	○				○					
48	味	異常でない	○			○	○				○					
49	臭気	異常でない	○			○	○				○					
50	色度	5度以下	○			○	○				○					
51	濁度	2度以下	○			○	○				○					
合計(51項目)★印は新規項目		(定期検査)	30	20		9	7	2	16	23	23	13	5	6	2	
		(毎日検査)	3		3						3					
		「県指導」による定期検査追加項目							4		2					

【摘要】 1 それぞれの定期検査(月1回、3ヶ月に1回、年1回、3年に1回)で、水道法施行規則による省略不可項目は22項目である。
 2 ◆印の「亜硝酸態窒素・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素・鉄・硬度」の4項目は、性状及び検出推移を把握することが望ましいことから原則として検査回数の減及び省略を不可とし、水道法施行規則の回数の減または省略規定を適用しないこととする。
 3 前記2、3で省略不可能項目としたことから、(○)印の項目は、水道法施行規則の省略規定(年1回又は3年に1回検査)を適用しないこととする。

(参考)

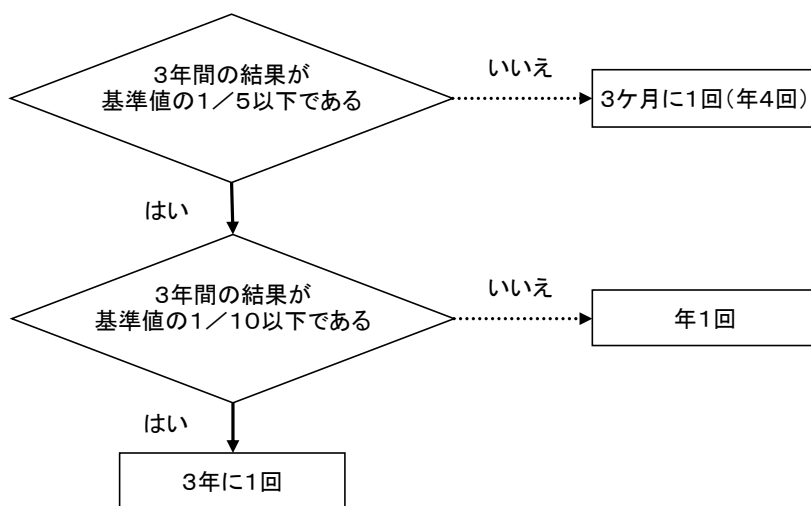
検査回数が定められている項目

(☆:県の指導により実施)

- | | |
|--------|--|
| 日1回検査 | 色
濁り
消毒の残留効果(残留塩素濃度) |
| 月1回検査 | 1 一般細菌
2 大腸菌
38 塩化物イオン
42 ジェオスミン(藻類の発生が少ない時期を除く)
43 2-メチルイソボルネオール(藻類の発生が少ない時期を除く)
46 有機物質(TOC)
— 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)
47 pH値
48 味
49 臭気
50 色度
51 濁度 |
| 3か月に1回 | 9 亜硝酸態窒素 ☆
10 シアン化物イオン及び塩化シアン
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ☆
21 塩素酸
22 クロロ酢酸
23 クロロホルム
24 ジクロロ酢酸
25 ジブロモクロロメタン
26 臭素酸(消毒を次亜塩素酸ナトリウムで行っている場合)
27 総トリハロメタン
28 トリクロロ酢酸
29 ブロモジクロロメタン
30 ブロモホルム
31 ホルムアルデヒド
34 鉄及びその化合物☆
39 硬度(カルシウム・マグネシウム等) ☆ |

検査回数の減が可能なもの

- 3 カドミウム及びその化合物
 - 4 水銀及びその化合物
 - 5 セレン及びその化合物
 - 6 鉛及びその化合物
 - 7 ヒ素及びその化合物
 - 8 六価クロム化合物
 - 12 ふっ素及びその化合物
 - 13 ホウ素及びその化合物☆
 - 14 四塩化炭素
 - 15 1,4-ジオキサン
 - 16 シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン
 - 17 ジクロロメタン
 - 18 テトラクロロエチレン
 - 19 トリクロロエチレン
 - 19 ベンゼン
 - 31 亜鉛及びその化合物
 - 32 アルミニウム及びその化合物
 - 34 銅及びその化合物
 - 35 ナトリウム及びその化合物
 - 36 マンガン及びその化合物
 - 39 蒸発残留物
 - 40 陰イオン界面活性剤
 - 43 非イオン界面活性剤
 - 44 フェノール類
- (下フロー図のとおり)



臭気物質について

・過去の結果が基準値の1/2以下かつ原水並びにその周辺の状況(ダム等停滞水源の場合は藻類の発生状況)から検査を行う必要がないことが明らかな場合

41 ジェオスミン

42 2-メチルイソボルネオール

原水のクリプトスポリジウム等検査について

クリプトスポリジウム等の除去または活性化のために必要な施設がない場合は、指標菌検査を1か月に1回、クリプトスポリジウム等検査を3か月に1回以上行う。

対応済みの施設は、指標菌検査を3か月に1回、クリプトスポリジウム等検査を年に1回以上とする。

(参考) 水道法第20条第3項に定める厚生労働大臣登録検査機関

(石川県を水質検査を行う区域としている機関)

(平成28年1月1日現在 登録番号順)

登録番号	登録検査機関名称	住所	石川県内の営業所等		
			営業所の所在地	TEL	FAX
13	一般財団法人石川県予防医学協会	石川県金沢市神野町東115番地	金沢市神野町東115番地	076-269-2344	076-269-2391
14	一般財団法人北陸保健衛生研究所	石川県金沢市太陽が丘3丁目1番	金沢市太陽が丘3丁目1番	076-224-2122	076-224-2132
63	公益社団法人富山県薬剤師会	富山県富山市千歳町1丁目4番1号			
75	株式会社江東微生物研究所	東京都江戸川区西小岩5丁目18番6号			
78	株式会社環境科学研究所	愛知県名古屋市中区若鶴町152番地			
85	株式会社福井環境分析センター	福井県越前市北府2丁目1番5号			
89	中外テクノス株式会社	広島県広島市西区横川新町9番12号	金沢市長田1丁目5-49 上田ビル	076-221-2312	076-221-2380
96	環境未来株式会社	長野県松本市本庄1丁目1番13号	金沢市畝田中3-4 土本ビル	076-268-6707	076-268-6708
97	株式会社科学技術開発センター	長野県長野市大字北長池字南長池境2058番地3			
110	株式会社総合保健センター	岐阜県可児市川合136番地8	金沢市神野3丁目11番地1アンビシャス	076-259-0838	076-259-0699
113	環境保全株式会社	青森県平川市松崎西田41番地10			
118	夏原工業株式会社	滋賀県犬上郡多賀町大字敏満寺579番地			
162	株式会社北陸環境科学研究所	福井県福井市光陽4丁目4番27号	野々市市御経塚1-55	076-246-8778	076-246-8775
164	環水工房有限公司	福井県福井市下森田町第9号2番地2			
166	株式会社ウエルシィ	東京都千代田区麹町4丁目8番1号			
182	株式会社安全性研究センター	富山県富山市興人町2番62号			
184	株式会社ビー・エム・エル	東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目21番3号	金沢市西都1-52	076-266-0600	
189	日本水処理工業株式会社	大阪府大阪市北区菅原町8番14号			
192	クリタ分析センター株式会社	茨城県つくば市高野台2丁目8番14号			
193	福井県環境保全協業組合	福井県福井市角折町第8号3番地			
195	ゼオンノース株式会社	富山県高岡市江尻351番地			
198	株式会社エオネックス	石川県金沢市東蚊爪町1丁目19番地4	金沢市東蚊爪町1丁目19番地4	076-238-1181	076-238-9781
218	株式会社ケイ・エス分析センター	大阪府富田林市錦織南2丁目9番2号			
224	株式会社総合環境分析	神奈川県横浜市緑区鴨居1丁目13番2号			
229	株式会社日本環境技術センター	愛知県一宮市貴船町3丁目5番地2			
257	株式会社テクノサイエンス	滋賀県守山市水保町2477番地			

※ 厚生労働省の登録を受けた順に記載しています。

※ 石川県内の営業所等については、各社ホームページ等で確認できたものを記載しています。

※ 検査料金等については、各登録検査機関にご確認ください。

※ 登録検査機関は、随時追加・変更されます。最新の情報は、厚生労働省のホームページをご確認ください。